

糖尿病患者 岡山県提訴

「1型」運転免許取り消し不当

岡山県内の1型糖尿病の50代男性患者が、病気を理由に運転免許を取り消されたのは不當として、岡山県に対し取り消し処分の撤回

を求める訴えを岡山地裁に起こした。27日に第1回口頭弁論があり、交通問題に詳しい高山俊吉弁護士（東京弁護士会）によると、

1型糖尿病を含め、病気を理由に免許を取り消された患者が処分撤回を求めた裁判は珍しく、「病気や障害を抱え

がる免許取得の基準を考える上で、重要な裁判となる」としている。

1型糖尿病は、血糖値を下げるホルモン「インスリン」が体内で分泌されなくなる病気。生活習慣病に分類される2型とは異なる

自覚性の低血糖の人でも、運転中に意識を失わないように防止できること医師が認める場合は、免許の取り消しなどは行わないとしている。

中心に低血糖による意識障害が起きることがある。男性は「運転中の意識消失を防ぐ措置ができる」とする新たな訴状などによると、男性は昨年6月、免許の更新手続きをし、質問票で低血糖のため意識を失ったことがあると回答した。その後、医師の診断書を提出すると、症状が自覚できずに意識を失う「無自覚性の低血糖」に該当するとされ、同9月に免許取り消しの処分を受けた。同11月、処分を不当として提訴した。

警察庁は通達で、無自覚性の低血糖の人では、運転免許の取り消し年間の病気などによる運転免許の取り消しは、4214件で、前年同期の約3倍。